

利根川水系小貝川 新井木樋管操作要領

目 次

- 第一章 総則（第1条～第2条）
 - 第二章 梶管の操作の方法（第3条～第7条）
 - 第三章 洪水警戒体制（第8条～第10条）
 - 第四章 雜則（第11条～第14条）
- 附 則

第一章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は利根川水系小貝川新井木樋管（以下「樋管」という。）の操作について、必要な事項を定める。

(操作の目的)

第2条 樋管の操作は、小貝川の洪水等の雑排水路への逆流を防止することを目的とする。

第二章 樋管の操作の方法

(洪水時等における操作)

第3条 下館工事事務所長（以下「所長」という。）は、茨城県真壁郡関城町西保末地先の黒子水位観測所において測定した小貝川の水位（以下「黒子」という。）が、2.50メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- 一 小貝川から雑排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開しておくこと。
 - 二 小貝川から雑排水路への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。
 - 三 樋管のゲートを全閉している場合において、樋管の上流側の水位がその下流側の水位より高くなったときは、これを全開すること。
- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、黒子水位が2.50メートル未満のときは、ゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において第3条及び第4条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作することができるものとする。

(操作等の報告)

第6条 所長は、操作等の起因により、事故等が発生したとき又は第5条の操作方法の特例により操作を行ったときは、速やかに関東地方建設局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) 操作したゲートの名称及び開度
- (5) 第5条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 黒子水位が、2.50メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- 二 その他洪水等が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第9条 所長は洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時等において、樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他、樋管の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水等が発生するおそれがなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雜則

(点検及び整備)

第11条 所長は、樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等については、出水期（6月から10月まで）においては、毎月2回以上、その他の時期においては毎月1回

以上点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第12条 所長は、樋管の直上流及び直下流の水位その他樋管を操作するため必要な事項を観測するものとする。

(日報等)

第13条 所長は樋管の管理に関する事項については、日報、月報及び年報を作成し、これらを保存するものとする。

(細則)

第14条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な細則は、所長が定めるものとする。

2 前項の事項を定めたときは、これを局長に報告するものとする。変更するときも同様とする。

附 則

1 この操作要領は、昭和61年3月14日から施行する。